

観光施設等受入環境整備支援事業費補助金交付要綱

公益財団法人宮崎県観光協会

(趣旨)

第1条 公益財団法人宮崎県観光協会（以下「協会」という。）は、宿泊施設及び観光施設等における感染防止対策のさらなる充実を図るため、予算の範囲内において、別表で定める事業主体に対し観光施設等受入環境整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 前条別表で定める事業主体のうち補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 事業主体の構成員等が、暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと協会会長（以下「会長」という。）が認める者ではないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。
- 3 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 観光施設等受入環境整備支援事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）

- (2) 第3条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (3) 第3条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第2号）
- (4) 観光施設等受入環境整備支援事業費補助金事業計画書（別記様式第3号）
- (5) 収支予算書（別記様式第4号）
- (6) 見積書又は工事費若しくは工事請負費の内訳がわかるものの写し
- (7) 施設改修にあつては、平面図等の工事に係る図面の写し
- (8) 施設改修にあつては、改修工事前の現場写真
- (9) その他が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び通知）

第5条 前条の申請の審査の結果、補助金を交付することが適当と認められるときは、会長は、交付額を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げのできる期限）

第6条 申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（補助金の変更申請）

第7条 補助事業者は、交付の決定を受けた後において、事業内容の変更等が生じた場合は、次に掲げる書類を速やかに会長に提出しなければならない。

ただし、会長が別に定める範囲内の軽微なものである場合は、この限りでない。

- (1) 観光施設等受入環境整備支援事業費補助金変更交付申請書（別記様式第6号）
- (2) 観光施設等受入環境整備支援事業費補助金事業計画書（別記様式第3号）
- (3) 収支予算書（別記様式第4号）

（補助金の変更交付の決定及び通知）

第8条 前条の申請の審査の結果、補助金を変更交付することが適当と認められるときは、会長は、変更交付額を決定し、補助金変更交付決定通知書（別記様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（中止又は廃止の届出）

第9条 事業の中止又は廃止をする時は、速やかに中止・廃止届出書（別記様式第8号）を会長

に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第 10 条 この補助金は、概算払により交付する。

2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、概算払請求書（別記様式第 9 号）を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の 3 月 19 日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第 10 号）
- (2) 収支決算書（別記様式第 4 号）
- (3) 工事請負契約書又は発注書及び発注請書の写し
- (4) 工事請負費等の請求書又は領収書（口座振替による振込受付書）の写し
- (5) 工事完了報告書、納品書等の事業の完了を証明する書類の写し
- (6) 整備前後の写真

(財産処分の制限)

第 12 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、会長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第 13 条 補助金の交付決定を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は、既に交付した補助金の一部もしくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を対象経費以外に利用したとき。
- (2) 対象事業を実施しなかったとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他補助金の交付目的を達することができないと認められる事由が生じたとき。

(補助金の額の確定)

第 14 条 第 11 条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定

し、補助事業者に対し確定通知書（別記様式 11 号）を通知するものとする。

（補助金の経理）

第 15 条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（状況報告及び調査等）

第 16 条 協会は、必要に応じて補助事業者から対象事業について報告を求め、又は調査することができる。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 22 日から施行し、令和 2 年度の予算に係る観光施設等受入環境整備支援事業費補助金から適用する。

別表（第1条、第4条関係）

区分	事業主体	補助対象経費	補助率等
<p>宿泊施設（市町村が設置する施設を除く。）の受入環境整備等に要する経費</p>	<p>旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者。 ただし、同項に規定する下宿営業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。</p>	<p>付表に示す物品の購入や施設改修等に要する次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品購入費 ・備品購入に伴う施工費（施工に伴う運搬費を含む。） ・委託費 ・設計監理費 ・工事費（附帯工事費を含む。） ・その他必要と認める経費 	<p>（補助率） 補助対象経費の4分の3以内</p> <p>（補助上限額） 1施設あたり60万円を上限とする。</p>
<p>観光施設（市町村が設置する施設を除く。）の受入環境整備等に要する経費</p>	<p>観光施設等の管理・運営を行う者。 なお、観光施設等とは「宮崎県観光入込客統計調査」の調査対象となる観光地点とする。</p>		

(付表)

観光施設等受入環境整備支援事業 補助対象一覧

1	物品購入費
	①消毒費用
	非接触式消毒液スタンド
	空気除菌消臭機
	紫外線照射機
	②飛沫対策費用
	アクリル板
	パーテーション（ベルト式含む）
	フロアマーカ
	③換気費用
	サーキュレーター
	空気清浄機・加湿器
	④その他衛生管理費用
	サーモグラフィー装置
	セルフレジ
	⑤外注費用
	消毒作業
2	施設改修等費用
	①施設
	受付における飛沫対策のための改修
	ソーシャルディスタンス確保のためのロビーエリア、廊下等の改修
	手動ドアから自動ドアへの改修
	②設備
	非接触チェックイン・精算機（自動チェックイン・精算機も含む。）の導入
	センサー付き水道蛇口への改修
	人感センサー付き照明器具への改修
	③システム導入
	非接触型（キャッシュレス）決済システムの導入
	キーレスシステムの導入
	モバイルによるプリチェックインシステムの導入

別記

様式第1号（第4条関係）

令和2年 月 日

公益財団法人宮崎県観光協会会長 殿

申請者 施設所在地
施設名称
(宿泊施設の場合は旅館許可番号)
申請者住所
氏名 (法人の場合は
名称及び代表者職・氏名) 印

観光施設等受入環境整備支援事業費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり観光施設等受入環境整備支援事業費補助金の交付を受けたいので申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- (2) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第2号）
- (3) 観光施設等受入環境整備支援事業費補助金事業計画書（別記様式第3号）
- (4) 収支予算書（別記様式第4号）
- (5) ○○○

3 事業担当者

担当者所属部署	
担当者職・氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名 _____ 印

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 _____ 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 _____ 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください

(3) 開始誓約

- 当事業所は、_____ 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。 → 確認印を受けてください

市（町・村）確認印

市（町・村）確認印

様式第3号（第4条関係）

観光施設等受入環境整備支援事業費補助金 事業計画書

1 事業実施箇所の概要

名 称	
所 在 地	〒
建物竣工年月 ※施設改修の場合	年 月 築 年
建物の面積 ※施設改修の場合	延べ面積 m ²
建物の構造 ※施設改修の場合	造（平屋・階建て）

2 実施項目

内容（品名や個数、工事内容等、具体的な内容を記載してください。）

3 施工スケジュール等

契約（発注）予定年月日	年 月 日
着工予定年月日	年 月 日
竣工（納品）予定年月日	年 月 日

4 経費明細

総事業費	補助対象経費 (A)	基準額 (A) × 3 / 4 (B)	交付申請額 (B)と上限額(60万円) のいずれか低い額 (C)
円	円	円	円

※ 「補助対象経費(A)」は消費税及び地方消費税相当額を除いてください。
「交付申請額(C)」は、1,000円未満の端数金額を切り捨てて記入してください。

5 財源内訳

県補助金	円
自己資金	円
(内訳) その他の補助金	円
借入金	円
寄付金	円
合計	円

<誓約書>

以下のとおり誓約します。 ※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- 申請に係る施設は、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業を営む施設ではありません。
- 自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（記名押印又は署名）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者職・氏名）

印

様式第4号（第4条、第7条、第11条関係）

収支予算（決算）書

収 入

費 目	金 額 (円)	備 考
計		

支 出

区 分	金 額 (円)	備 考
計		

宮観協観第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人宮崎県観光協会
会長 米良 充典

観光施設等受入環境整備支援事業費補助金の交付決定について

令和 年 月 日付で交付申請のあった観光施設等受入環境整備支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、観光施設等受入環境整備支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定の内容 交付申請書に記載のとおり
- 3 支払方法 概算払

公益財団法人宮崎県観光協会会長 殿

申請者 施設所在地
施設名称
(宿泊施設の場合は旅館許可番号)
申請者住所
氏名 (法人の場合は
名称及び代表者職・氏名) 印

観光施設等受入環境整備支援事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け宮観協観第 号で交付決定通知のあった観光施設等受入環境整備支援事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、観光施設等受入環境整備支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

- ① 変更前
- ② 変更後

2 変更を必要とする理由

3 その他

様

公益財団法人宮崎県観光協会
会長 米良 充典

観光施設等受入環境整備支援事業費補助金の変更交付決定について

令和2年 月 日付けで変更交付申請のあった観光施設等受入環境整備支援事業費補助金については、下記のとおり変更交付することに決定しましたので、観光施設等受入環境整備支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額
① 変更前 円
② 変更後 円
- 2 変更交付決定の内容 変更交付申請書に記載のとおり
- 3 支払方法 概算払

令和2年 月 日

公益財団法人宮崎県観光協会会長 殿

申請者 施設所在地 _____
施設名称 _____
(宿泊施設の場合は旅館許可番号) _____
申請者住所 _____
氏名 (法人の場合は
名称及び代表者職・氏名) _____ 印

観光施設等受入環境整備支援事業費補助金に係る事業中止・廃止届出書

令和2年 月 日付けで交付申請した観光施設等受入環境整備支援事業について、下記のとおり中止・廃止いたしますので届け出ます。

記

交付申請額 又は交付決定額	円
中止・廃止の理由	

令和2年 月 日

公益財団法人宮崎県観光協会会長 殿

住 所
氏名（法人の場合は
名称及び代表者職・氏名） 印

観光施設等受入環境整備支援事業費補助金概算払請求書

令和2年 月 日付け宮観協観第 号で交付決定のあった、観光施設等受入環境整備支援事業について、観光施設等受入環境整備支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額 金 円

2 請求額 金 円

4 振込先

金融機関名	銀行	支店
預金の種類		
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

公益財団法人宮崎県観光協会会長 殿

申請者 施設所在地
施設名称
申請者住所
氏名（法人の場合は
名称及び代表者職・氏名） 印

観光施設等受入環境整備支援事業費補助金 事業実績書

このことについて、下記のとおり観光施設等受入環境整備支援事業費補助金に係る事業を実施しましたので、関係書類を添えて実績を報告します。

記

1 事業実施箇所の概要

名 称	
所 在 地	〒
建物竣工年月 ※施設改修の場合	年 月 築 年
建物の面積 ※施設改修の場合	延べ面積 m ²
建物の構造 ※施設改修の場合	造（平屋・階建て）

2 実施項目

内容（品名や個数、工事内容等、具体的な内容を記載してください。）

3 施工スケジュール等

契約（発注）年月日	年 月 日
着工年月日	年 月 日
竣工（納品）年月日	年 月 日

4 経費明細

総事業費	補助対象 経費 (A)	基準額 (A)×1/2 (B)	既交付 決定額	交付確定予定額 (B)と上限額のい ずれか低い額 (C)
円	円	円	円	円

※ 「補助対象経費(A)」は消費税及び地方消費税相当額を除いてください。
「交付申請額(C)」は、1,000円未満の端数金額を切り捨てて記入してください。

5 財源内訳

県補助金	円
自己資金	円
(内訳) その他の補助金	円
借入金	円
寄付金	円
合計	円

6 添付書類

- (1) 収支決算書（別記様式第4号）
- (2) 工事請負契約書又は発注書及び発注請書の写し
- (3) 工事請負費等の請求書又は領収書（口座振替による振込受付書）の写し
- (4) 工事完了報告書、納品書等の事業の完了を証明する書類の写し
- (5) 整備前後の写真

様

公益財団法人宮崎県観光協会
会長 米良 充典

観光施設等受入環境整備支援事業費補助金の交付額の確定について

令和 2 年 月 日付け宮観協観第 号で交付決定した観光施設等受入環境整備支援事業費補助金については、下記のとおりその額を確定したので、観光施設等受入環境整備支援事業費補助金補助金交付要綱第 14 条の規定により通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |
| 3 返 還 額 | 円 |